

宍粟市教育委員会告示第5号

宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

平成30年3月14日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱の一部を改正する要綱

宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱（平成27年宍粟市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成30年度及び平成31年度の特例）

- 2 平成30年度及び平成31年度における使用対象地域及び使用料を徴収する対象者については、別表宍粟市立神戸幼稚園の項中「一宮町能倉」とあるのは「一宮町下野田、一宮町上野田、一宮町能倉」とする。

別表宍粟市立三方幼稚園の項の前に次のように加える。

宍粟市立神戸幼稚園	一宮町能倉、一宮町福田、一宮町山田、一宮町中坪及び一宮町本谷から通学バスを使用して通園する児童の保護者
-----------	---

別表宍粟市立波賀幼稚園の項中「、波賀町野尻」の次に「、波賀町原有賀」を加える。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。